

中山間地域農地保全支援事業	市町村	所管課班 農山漁村なりわい課 中山間振興班
	事業主体 土地改良区	

趣 旨

営農条件不利地が多い中山間地域において、多様な農業者の営農継続により農地保全を図るため、小規模農地を対象にした簡易な基盤整備を実施し、作業効率向上や作業安全性を確保するもの。

事業の内容

1 小規模農地の簡易基盤整備

(1) 田の区画拡大 (2) 暗渠排水 (3) 湧水処理 (4) 水路整備 (5) 石礫除去 など

2 工期は単年度

3 事業実施期間 令和元年度～令和5年度

採 択 基 準

事業は、次に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 法指定の中山間地域における農用地
- (2) 受益者2戸以上
- (3) 事業費50万円以上
- (4) 国庫補助事業要件に該当しない農用地
- (5) 耕作継続(5年間)誓約書の提出

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
	中山間地域農地保全 支援事業	—	定額 (下表)	—	—	

事業種目	単価 (千円)	事業種目	単価 (千円)
区画拡大	105/10a	石礫除去	145/10a
暗渠排水	105/10a	グラントカバーランツ	47/100m ²
湧水処理	100/100m	管理作業ステップ	20/10m
水路整備	70/10m	畦越えスロープ	20/箇所
客 土	65/10a	農作業道整備	60/10m